

# 新会社法の対応

(3)

日専連名誉講師  
富山短期大学名誉教授

川中 清司

## 会社運営のポイント

### ◇ 会社借入と個人資産(担保)の区別

資本金一円会社の時代の備え  
会社の最低資本金制度がなくなり、一円でも会社を起こせるようになった。

しかし、資金ゼロで商売ができるはずがなく、資本金がなければ、融資に頼るほかはない。経営者の資産を担保に入れて融資を受けるケースは減らない。

中小企業は融資の段階で、社長や親族の個人資産を担保に求められることが多い。有限会社も株式会社も、出資者や株主は有限責任で、「会社が倒産しても、個人の責任は出資や株だけ」というのが法の建前だ。しかし実際は、経営者は、一族もろとも、財産を取られ

てしまう。

これからは、個人資産と会社経営を区別する時代になった。どうしても個人担保が必要なら、金額を限定するなど、個人資産を守る手段も賢く考えておくべきだ。

借金をするには、必ず利益計画を組み、返済の見通しを立ててからする。こういった基本的な経営の節度を守ることが大事だ。

### ◇ 機関の運営は正しく 取締役会で重要事項の審議を

新会社法では、株式譲渡制限の小会社の場合、取締役だけ置いて、取締役会は設けない選択ができる。だが、取締役会を置くように定款で決めている場合は、正しく運営しないとイケない。

三月に一回は必ず開くこと。次の重要事項は必ず審議をすること。  
・ 重要な財産の処分と譲受け

- ・ 多額の借金
- ・ 自己取引の承認
- ・ 支店等の設置、廃止
- ・ 支配人などの選任、解任
- ・ 社債発行

### 株主総会は必ず開く

どんなにシンプルな株式会社でも、株主総会は必ず開き、商法(二二〇条一〇)で決められた総会の議決事項は諮らねばならない。

たとえば、役員報酬の額は、総会の議決が必要だ。商法二六九条で「取締役が受けるべき報酬は、定款に、その額を定めないとときは、株主総会の決議」するよう明記されている。しかし、対外的には金額を伏せる傾向がある。

たとえば、「××氏の退職慰労金を支給する。その金額、時期、方法は取締役会に一任する」と決めても、金額がないので違法となる。(東京地裁二六・四・二八判例)

議事録はきちんと作ろう

いくら同族会社でも、総会を開いたことにして、ニセの議事録でごまかすのは絶対にさげたい。株主が、いつまでも仲が良いとは限らないし、一人の株主でも、決議無効の訴えを起こされる危険がある。平穏な時こそ、危険の芽をつんでおくべきだろう。

議事録は証拠として残したい。

### ○ 総会議事録の必要記載事項

- ・ 日時、場所
- ・ 出席株主数、持株数
- ・ 議長氏名
- ・ 開会宣言
- ・ 議案の上程
- ・ 議事審議内容
- ・ 成否と採択方法
- ・ 閉会宣言
- 虚偽の議事録などは、不実文書行使罪(商法四九〇条)に問われるので注意したい。

### 総会屋に注意を

総会屋の被害は大企業だけでなく、中小会社にまで広がっている。

こんな実例がある。

「会社の業務の不正の噂を耳にした。決算書と取締役会の議事録を見せて欲しい。近日中に見に行く」と電話があった。

社長に面談を求め、役員報酬、退職慰労金を質したあと、交際費の実例をあげ、社長と馴染みの女性に出した金を聞き質した。

「四月八日の、朱美という女性に出した金は何のためかね」

結局、会社側は総会屋が持ってきた譲渡制限付の株式を、高値で買い取らされてしまった。

総会屋の手法は、政治研究会や経営研究所などの名で、雑誌やパンフレットを出し、広告料をゆする。

総会屋の対応は慎重にしたい。担当の窓口を一本化し、社内意志を統一しておきたい。役員ゴシップ、人事のゴタゴタなどは社外に漏らさないこと。面談の際は「テープ、ビデオが備えてあります」と予め告げるのも良い。金銭を渡すと贈賄罪(商法四九四条)になるので注意する。

### ◆ホームページで決算公告を

株式会社は、貸借対照表の公告が法的に義務付けられており、違

反すれば商法違反で一〇〇万円の過料となる。公告は新聞や官報にする。定款に公告方法の定めがない時は官報となる。

ほとんどの中小会社は公告していない。だからといって、しなくて良いものではない。会計参与制度が新設されて、最近では会計内容の真实性を公表する時代となった。特に、建設業では官庁の入札の参加は「経審」のランク付けによるなど、会計の信頼性が問われる時代となった。

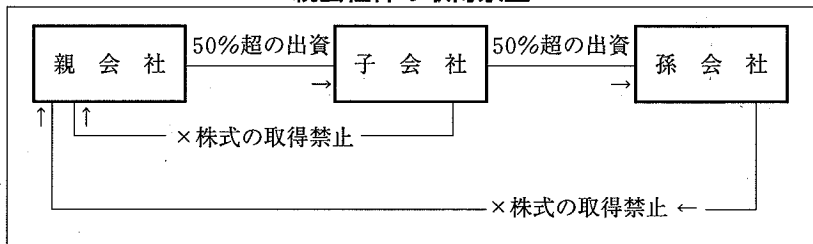
決算公告は、ホームページの掲載のできるようになった。条件としては、電子公告を採用する旨を定款に記載し、ホームページのURLを登記し、継続して五年間インターネットに掲載すること。

### ◆親会社と子会社の取引

子会社を持った場合、条件によつては、親会社との取引の承認や、持株や議決権の制約があることを知らず運用されている例が多い。

たとえば、親会社の取締役の一人が子会社の代表取締役の場合、相互の取引については、親会社の取締役会の承認が必要だ。(商法二六五条↓自己取引)

### 親会社株の取得禁止



また、親会社の決算書には、会社の取引高や、債権債務を明示しなければならぬ。(株式会社のB/S、P/Lに関する規則) 法務省

トンネル会社は違法  
トンネル会社を作つて利益操作することも違法となる。

たとえば、親会社の利益を減らす

するために、子会社に商品などを安く売る。親会社の利益を増やすために、取引量を増やす。在庫を売つて、期末決算が済んだら買い戻す。こうした行為は違法の疑いが強い。親会社の代表

取締役の特別背任罪を問われるケースもある。(商法四八六条新会社法九六〇条)

### 子会社の株式取得の制限

平成一三年商法改正で、自己株式の取得は自由となった。(金庫株の解禁)

しかし、親会社と子会社の間では、株式取得は禁止されている。

たとえば、親会社Aが子会社Bへ五〇%を超えて出資している場合、B社はA社の株を取得できない。(商法二二一条の二・新会社法一三五条・上図参照)

相互保有株式の議決権行使の禁止  
持合い二五%を超えると議決権がない

株式の相互保有が進み、株数の四分の一(二五%)を超えて持ち合いが進むと、議決権の行使をすることができなくなる。

たとえば、A会社がB会社の株を二五%を超えて所有し、B社が所有するA社の株が二五%以下の場合、A社はB社の議決権の行使は可能だが、B社はA社の議決権は行使できない。(商法二四一条の三・新会社法三〇八条・次頁参照)

### ◆企業を乗っ取りから防ぐ

会社の乗っ取りには、株を買い

取り、過半数を握るか、会社に資金を貸し付けて、担保に株を取り、後で強引に乗っ取るといった手口もある。新技術や新商品を持つている場合など、取引先にねらわれるケースも多く、防御策が必要だ。

【事例】

A航空会社は資金不足に陥り、B社に融資を要請。B社は快く融資に応じた(善意と信じていた)。しかし、担保にA社の株を要求。

次に、A社の増資を引き受けた。ある日、突然、返済を要求してきた。

返済できなかったので結局、A社の株はB社に渡り、経営権が乗っ取られた。

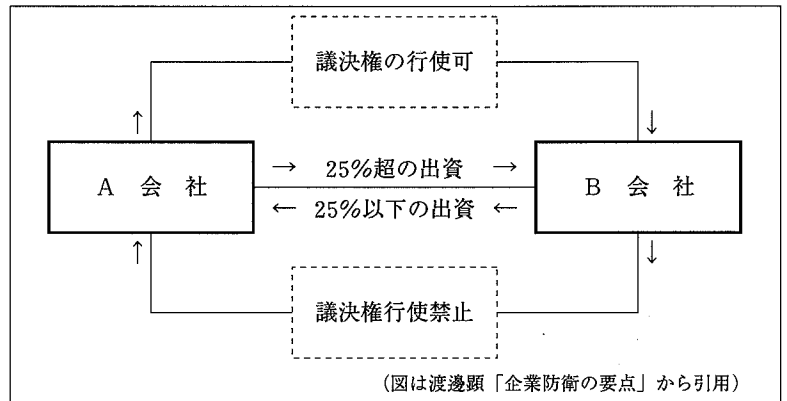
○三角合併

会社が吸収合併するときに、

消滅会社の株主に、存続会社の親会社の株式を交付するやり方。

新会社法は、子会社が親会社の株式を取得することは、原則として禁止されているが、三角合併などM&Aで親会社の株式を交付する必要がある場合は、例外的に、親会社の株式取得が認められることになった。

○キャッシュアウト・マジジャー  
消滅会社の株主に金銭のみを



交付するやり方で、新会社法で可能となった。

ライプドア事件を背景に、M&Aの対価の柔軟化により、日本企業に対する外国企業による敵対的企業買収が進むと懸念され、敵対的企業買収に対する防衛策を講ずるべきだという声もある。この対価の柔軟化の施行は、新会社法施行から一年間凍結される。

◇日本の経営の良さを活かそう

アメリカ型経営の導入

新会社法の背景に、アメリカ型経営の導入がみられる。急速な市場経済化と資本市場のグローバル化が進むなかで、コーポレートガバナンス(企業統治)が求められ、「委員会設置会社」の制度が一五年四月の商法改正で採用されるなど、アメリカ型の経営スタイルが登場した。

会計制度も国際会計基準が導入され、時価会計や減損処理、税効果会計などが採用された。しかし、「グローバルスタンダード」ではなく「アメリカンスタンダード」の批判も聞かれた。

郵政民営化は日米政府の約束

アメリカ大使館のホームページに「日本政府への米政府の年次改革要望書」がみられ、小泉内閣が強力に推進している郵政民営化も列挙されている。

日本の各省庁の担当部門に割り振られ実行がチェックされ、進行度が低いと評価が下がり、米通商代表部の日本圧力を懸念する声もある。

会社法の運用も考慮

参議院の会社法審議で、課税逃

れなどを目的に、書類上、外国に会社を設立して日本で事業を行う「疑似外国会社」の商取引を制限する規定について、「外資系企業の活動を不当に制限しかねない」と削除が要求された。

また、外資などによる敵対的買収への対抗策の整備も求められた。企業の合併・買収を容易にする規定の施行は、〇七年、他の規定は〇六年施行となった。こうした動きにも注目する必要がある。

日本経営の良さを守る

日本には、日本にふさわしい良い経営手法がある。

トヨタ自動車は終身雇用制度というので、格付けを下げた外資系格付け機関があつた。アメリカ型経営を取り入れた代表格ソニーと比較して、経営結果の判定には問題がある。

会社経営を論ずる時、企業は誰のものか論議される。アメリカは配当第一主義で、会社は株主のもの。日本は社員のものであり、人を大事にして、みんなの力で業績を上げて行こうという伝統が生きている。その力が、今の日本経済を造った。グローバル化に順応した日本の経営を活かした会社づくりが課題と言えよう。